



鳥取県公報

平成12年10月6日(金)

号外第92号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 知事の職務代理者を定める規則（職員課） 1

==== 公布された規則のあらまし ====

◇知事の職務代理者を定める規則

- 1 この規則は、地方自治法第152条第3項の規定に基づき、知事の職務を代理する上席の事務吏員を定めるものとする事とした。
- 2 地方自治法第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の事務吏員は、総務部長又は企画部長の職にある事務吏員とし、その代理する順序は、総務部長、企画部長の順序とする事とした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

知事の職務代理者を定める規則をここに公布する。

平成12年10月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第94号

知事の職務代理者を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定に基づき、知事の職務を代理する上席の事務吏員を定めるものとする。

(上席の事務吏員)

第2条 地方自治法第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の事務吏員は、総務部長又は企画部長の職にある事務吏員とし、その代理する順序は、総務部長、企画部長の順序とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。